

令和5年9月27日

請願・陳情文書表

総務政策常任委員会

政 策 局 關 係 請 願

請願番号	8	受理年月日	5 . 9 . 2 1
件 名	黒岩祐治知事の辞職勧告の議決を求める請願		
請 願 者		紹 介 議 員	
横浜市港北区綱島東5-22-22 倉 田 謙 外12人		井 坂 新 哉 大 山 奈々子 木佐木 忠 晶	
1 請願の要旨 黒岩祐治知事に対して速やかに辞職するよう勧告する議決を行うこと。			
2 請願の理由			
(1) 黒岩氏はニュースキャスターから知事に転身する際に、不倫関係を隠しながら、立候補し知事に就任しています。仮に、ニュースキャスター時代に文春砲（週刊文春2023年4月13日号、4月6日発売、記事を添付）が炸裂していたら、番組を降板させられているはずで す。			
(2) 先般の知事選において黒岩知事は、約193万票を得ていると擁護する意見もありますが、今回のスキャンダルが明るみに出たのは選挙間際であり、また週刊文春の記事を実際に読み、知事の常軌を逸した性癖を把握している有権者は非常に少なかったと考えられます。同記事を受けて知事は「知事になってからは、天地神明に誓って不倫はしていない。」と釈明しています。しかし、週刊文春2023年4月20日号は、それが真っ赤な嘘であると暴露しました。これが真実ならば、選挙民を欺いていることになり、選挙で信任を得たとは、とてもいえない状況です。			
(3) 例えば教師が週刊文春の記事にあるように、女性に毎回2万円を支払い、アダルトビデオなどを用いて女性蔑視、破廉恥な行為を行っていることが露見し、本人も認めているならば、教育長は教師不適格として懲戒処分するでしょう。 品性に欠ける黒岩知事は、子女の教育を教師に託す父母の皆様、また教師の皆様、そして全県民に対し、県の教育行政にも関わる知事職として、もはや教育を語る資格がないことは明白です。			
(4) このような黒岩知事が、3期の長期に渡り知事職に留まっていることは、まさに県民を侮っていることとなります。 さらに、知事には職を汚している自覚もなく、今後も引き続き知事として県政を担う資格はありません。かかる知事を居座らせている県議会および県民もまた外部に恥をさらしていることとなります。 民主的で健全な県政を求める県民の強い思い（辞職要求）と県議会基本条例の精神を真摯に尊重するのであれば、知事に辞職を勧告するのは必然です。			
以上			

總務局關係請願

請願番号	6	受理年月日	5 . 9 . 2 1
件名	軽油引取税の課税免税措置の継続・恒久化に関する国への意見書の提出を求める請願		
請願者	紹介議員		
横浜市神奈川区沢渡1-2 Jプロ高島台 サウスビル9階 神奈川県砕石工業組合 理事長 小嶋 大介 外(1団体) 1人	川崎 修平 京島 けいこ 小野寺 慎一郎		
<p>砕石場で使用される軽油に係る軽油引取税は、昭和31年に道路特定財源として創設時に課税免除の対象とされ、平成21年度から一般財源化された際も「骨材業界は社会基盤整備に重要な産業であるため、免税措置の撤廃による業界への影響が大きい」として3年間ごとの延長が認められ、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで課税免税措置が講じられているところです。</p> <p>砕石は災害復旧を含めた社会基盤整備に不可欠な基礎資材ですが、コロナ禍でも事業の継続が求められる業種として、砕石業各社は国民の安全安心に必要な社会基盤整備を維持するため鋭意努力しているところです。</p> <p>しかし、砕石の生産量は東日本大震災復興需要で一時的に増加したものの、コンクリート用・道路用の需要減少で依然として低迷しており、加えて製品価格の頭打ちで経営環境は一層厳しさを増しております。</p> <p>更に、近年の機械購入価格、電気料、燃料費・材料価格等のコスト上昇分の価格転嫁も難しく、軽油に係る課税免除措置の存在価値は非常に大きなものであります。</p> <p>このため、仮に課税免税措置が廃止された場合には、コストアップ分を自ら負担せざるを得ず、砕石業界への影響は極めて甚大なものがあります。</p> <p>今後も、社会基盤整備に必要な優良骨材を安定的に供給していくために、産業支援等の観点から、砕石場で使用される軽油に係る軽油引取税の課税免税措置を継続・恒久化されるよう国に対して求める旨、貴県議会において採択いただき、意見書を国へ提出されたく請願する。</p>			

請願番号	7	受理年月日	5 . 9 . 2 1
件名	漁業用軽油の軽油引取税の免税措置の継続・恒久化に関する国への意見書の提出を求める請願		
請願者		紹介議員	
横浜市金沢区富岡東2丁目1番22号 神奈川県漁業協同組合連合会 代表理事会長 高橋 征人		川崎 修平 京島 けいこ 小野寺 慎一郎	
<p>1 請願の要旨</p> <p>漁業において軽油は大変重要な生産資材であり、経費に占める燃油コストが極めて高いことから、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置の継続及び恒久化の措置を国に対して求める旨、貴議会において採択いただき、意見書を国へ提出されたく、請願します。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>本県漁業は県民に対する安全・安心な水産物の安定供給の役割を担っており、その生産基盤である漁業者の経営を安定させることが重要です。しかし、燃油価格の高騰等、本県の漁業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。</p> <p>軽油は、沿岸漁業の操業に不可欠なエネルギー源ですが、漁業はコストに占める軽油代の割合が極めて高く、漁業経営を圧迫しております。漁業者は省エネ操業に取り組むなどの努力をしていますが、事態は我々漁業者の努力の範ちゅうを超えています。</p> <p>漁業用軽油は、令和6年3月末まで時限的に免税措置が講じられていますが、燃油価格の負担が漁業者を更に廃業へ追い込むこととなりますので、漁業者の経営が安定するよう、免税措置の継続と恒久化を求めます。</p>			

政策局關係陳情

陳情番号	7	付議年月日	5 . 9 . 7
件名	台湾有事に関する意見書を日本政府へ提出することを求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	横浜市金沢区泥亀1-28-E607 幸福実現党神奈川県本部 統括支部代表 壹岐愛子 外1,115人		
<p>要旨</p> <p>1 「台湾有事は日本有事」であるとの認識の下、日本政府として、台湾有事の際は「存立危機事態に該当する」と認定し、自衛隊に防衛出動を命じるとの立場を明確にすること。台湾防衛に向けても、防衛費の早期倍増、南西諸島などの防衛体制を大幅に強化すること。</p> <p>2 「台湾関係法」を制定し、政府間のつながりを明確にし、安全保障面での連携を取れるようにすること。</p> <p>理由</p> <p>中国政府は軍備を急拡張し、力による現状変更を試みています。特に沖縄周辺では、台湾有事が懸念され、7月6日には中国の習近平国家主席が、対台湾作戦を担う東部戦区の将兵に「戦争に備えよ」などと指示したことが明らかになっています。</p> <p>この台湾有事の問題から、我が国も無関係ではられません。我が国の領土は中国にとっての重要な防衛ラインである第一列島線上にあり、万が一にも中国が台湾侵攻を開始すれば、日本国民も突然有事の波に飲み込まれてしまいます。</p> <p>さらに、台湾が中国の手に落ちるようなことがあれば、日本に食糧やエネルギー資源を運ぶシーレーンを中国に抑えられるほか、地理的に近接する沖縄が連鎖的に中国に狙われることとなります。まさに、台湾有事は日本の危機に直結するのです。中国が台湾に侵攻した場合、日本政府は「存立危機事態に該当する」と認定して、自衛隊を防衛出動させるという立場を明確にするほか、日米台の共同訓練を実施するなど、備えを万全にしなければなりません。</p> <p>そもそも、日本と台湾の間には現在、正式な国交がないために、議員間交流なども非公式な枠組みに止まっています。台湾有事に備えて、日本は「台湾関係法」を直ちに制定して、安全保障上の協力関係を構築すべきです。</p> <p>日本と台湾が断交してすでに半世紀が過ぎておりますが、元来、台湾は日本の良き友人であり、兄弟でもあります。私たちの激しい台湾に対する熱い思いを、台湾に、そして国際社会にしっかりと届けることで「自由・民主・信仰」という共通の普遍的な価値観を持つ国家と連携する動きを強めるべきと、私たちは考えます。日本国民や、我が県民の平和と安全を守るためにも、上記内容の意見書を可決し、政府へ提出して頂きますよう要望いたします。</p>			

陳情番号	13	付議年月日	5.9.21
件名	「県民を裏切り」知事職に汚点を刻む黒岩祐治氏の退任にむけ県議会は辞職勧告議決など必要にして有効な措置をとることを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	横浜市港北区日吉本町3-28-35-105 渡辺 顕 治		
1 陳情の要旨			
<p>黒岩祐治氏の「醜聞」は黒岩氏が認めた時点で知事選の候補者辞退に値した。しかるに、黒岩氏は候補も下りず、その後、知事職就任の辞退も行わず、知事職に汚点を刻みつつけている。である以上、県議会が一刻も早く黒岩知事へ辞職勧告など退陣に向け適切有効な手続きをとることを求める。</p>			
2 陳情の趣旨と理由			
<p>知事という公職に立つ方（公人）の評価は、政策とともに人ひとり一人の人格の尊厳を尊ぶ人権感覚が問われることは、民主政治において不可欠です。また、公人といえども私生活の自由（プライバシー）があり、守られることは当然です。しかし、プライバシーの擁護は、そのことにおいてハラスメントや性加害など人権否定の行為が守られることとは断じて同じではありません。公人、また、公人として選ばれようとする方々のプライバシーには人権にそむかぬ厳しい基準が求められます。公人公職に対する一般国民の信頼の根拠となるものです。その点の疑義や逸脱は、過去現在を問わず公人、公職者としてとどまるにふさわしいものか否か問い直されなければなりません。</p> <p>二元代表制のもとで知事の非行が明らかになった時、議会はこれをただし、県民の県政に対する信頼と知事職の名誉を回復する責任を負うものです。この視点から見ると、神奈川県政の現状は異様な関係が進行していると判断せざるを得ません。それは、先の県知事選挙前に「週刊文春」（23.4.5.付）によって明らかにされた県知事の「醜聞」（非行）が議会においても未だただされていないことです。</p> <p>今回明らかにされた黒岩氏の行為は知事職に求められる人権尊重のモラルに不適切なものでした。注目できる反応は二つです。一つは黒岩氏本人のもの。黒岩氏は、その時点で記事を「事実無根」と否定したり、「保留」したり、「言い訳」することなくむしろ丸ごと認めました。もう一つは県民の反応です。記事が明るみに出たから5日後に行われた県知事選挙でかつてない21万2482票という「無効票」です。無効票は白票だけでなく「他事記載」をふくみます。圧倒的に黒岩氏が知事（候補）にふさわしくないとする県民の爆発的な声（恥を知れ！）の噴出でした。</p> <p>具体的に「醜聞」とはなにか？</p> <p>黒岩氏が初めて知事に立候補に至るまでの11年間の私生活の問題です。婚姻外の対象者（女性）との関係です。多様性の認められる愛の一つのかたちであったのでしょうか。シンプルにいつて否です。不適切な関係が11年、それが〈あたりまえ〉の生活になっていました。今時分公人として私人としても認められない逸脱行動です。しかもその関係は平等ではなく、黒岩氏が相手方の女性に大量の卑わいメールを送り付けるなど破廉恥にしてセクシャルハラスメントに等しい行いがおこなわれていました。また、重ねて特記されるべきは黒岩氏はアダルトビデオ（わいせつビデオ）の愛好者というより消費者・浪費者であったことです。アダルトビデオの制作撮影の現場は少なからず女性蔑視と性搾取の現場です。マスコミ人であった黒岩氏は知らなかったとはいえませんが、にもかかわらずその「作品」を買いあさり、相方の女性との享楽消費の生活にふけていた。社会的性加害への加担です。マスコミ人としても失格だったといわなくてはなりません。</p>			

知事に立候補するという時点で11年間続いた関係を清算しています。みずからの「出世」のためには、知られると不利になると判断されたのでしょうか。古典的な〈男〉の保身行為です。

これらが明らかにされた時点で、県民の「批判」が爆発したのです。

公人といえども人権にかかわる誤りを犯すことがあります。犯した過去を持つことがあります。その場合、どれだけ誠実に誤りの事実に向かい合い、総括し、同じ誤りをくり返さない認識とモラルを確立しているかが問われます。最悪なことは、誤りが事実として認められず、正しく総括もされず、素知らぬかたちで繰り返されることです。

黒岩氏はどう対処し、どう総括したのでしょうか。

6月の県議会では県民への「謝罪」を言明しました。「県民に不快な思いを与えた」こと、「県民から寄せられた信頼を裏切ってしまった」ことを「認識」として表明（大山奈々子県議の文書質問への文書回答）しています。これは重要なことです。「謝罪」が口先ではない公式のものになったのです。しかし、それでことは一件落着とはいきません。黒岩氏が、「認識」し「謝罪」しなくてはならないことは、県民の「不快」や「裏切り」に対してはもちろんですが、根本的には県民の「不快」の内容であり、「裏切り」の性格です。それを生み出した黒岩氏の行為の全体を認識し謝罪することです。黒岩氏はそれに欠けています。婚姻外者、婚姻者との関係における行為がそれぞれ的人間的尊厳をないがしろにする行為であったこと、アダルトビデオへのたん溺はそのことにおいて女性の性搾取に加担する私的加害行為であったとともに社会的加害であったこと、こうした行為が社会制度に与えた影響について反省がありません。黒岩氏が、何食わぬ顔でニュースキャスターを続けることもできたし、一度ならず二度三度の知事候補に立つこともできたのも実はこの認識と謝罪を欠いたが故ではなかったかの疑問がわいてきます。

黒岩氏は3期12年、知事として振舞いました。この間の県政の評価は別途におこなわれなくてはなりません。しかし、社会的存在として知事の人格像に《隠された泥》を塗り込む12年であったことは消すことができない汚点です。県民の黒岩氏によせた信頼を裏切った行為は、県民の信頼にとどまらず県政（知事職のモラル＝人格像を含む）という制度を損なう行為でもあったのです。それは決して《プライバシーの自由》の範囲だとして認容擁護出来るものではありません。黒岩氏の知事としての公的資格の如何が問われる事柄です。

黒岩氏は、知事職をまっとうすることで信頼を取り戻したいといいます。「過去は問わない」。これは教育の方法として美しい。しかし、そのことは、県民を裏切り、不快を喚起させ、知事職の人格像を汚した行為全体を後景においていいものではありません。ましてや根本的反省を明確にすることを回避していいということではありません。今、それをただすことなく知事職にとどまり続けることは、知事職に刻まれた汚点のあらたな継続の行為であり、県民への裏切りのあらたな始まりです。

人権じゅうりんの隠ぺいと保身、裏切りは、知事職のモラルと一致しません。

黒岩氏は知事職を辞し、一市民から再起すべきです。

黒岩氏ご本人が自己決定権を発揮し退職辞任を決心しない、あるいは、県議会の支持なくして決定できない状態にある限り、二元代表制の原理にもとづき県議会が議会の名誉と責任において、知事職を汚す黒岩氏の知事職解任にむけて適切な手続きに入ることを陳情いたします。

總務局關係陳情

陳情番号	11	付議年月日	5 . 9 . 7
件名	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	横浜市旭区四季美台55-6 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める神奈川県民の会 代表 出井健三郎		
<p><陳情の要旨></p> <p>①庁舎内管理規則に定められている事項を厳守し、無許可での政党機関紙の営業・勧誘行為を禁止してください。また、住民の大切な個人情報に預かる執務室内に立ち入り、配達・集金が行われないようにしてください。</p> <p>②政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、庁舎内の政治的中立性への疑念を払拭するために、自主的に読みたい方は自宅を配達先とする旨を職員に到達するなど指導を徹底してください。</p> <p>③職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当でないのかどうかを、職員に寄り添って調査・確認してください。</p> <p><陳情理由></p> <p>近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会20か所以上で、庁舎内における勧誘・配達・集金の自粛を求める陳情が採択されました。</p> <p>各種メディアでもその実態が報告されていますが、しんぶん赤旗などの政党機関紙をこれほど多くの職員が購読している（又は、させられている）ことに驚がくしています。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないというような圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割、多い自治体では8割にのぼっていることは、たいへん深刻な事態でしょう。これも自治体が調査して初めて明らかになったことであって、職員が自ら声をあげることがどれだけ勇気がいることなのか、想像に難くありません。</p> <p>庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。また、地方議員によるハラスメント行為防止のために、新たに条例が制定されるなど、社会の一層厳しい目が向けられています。</p> <p>全国の複数自治体において「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が報じられていることから、神奈川県においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関して心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めると共に、庁舎内管理規則に基づくルールを明確にしてください。とりわけ、庁舎内の政治的中立性に疑念をもたれぬよう、職員で自主的に読みたい方は自宅を配達先にするなど、住民の不安を解消してください。</p>			